

# 危ない！ だまされないで！

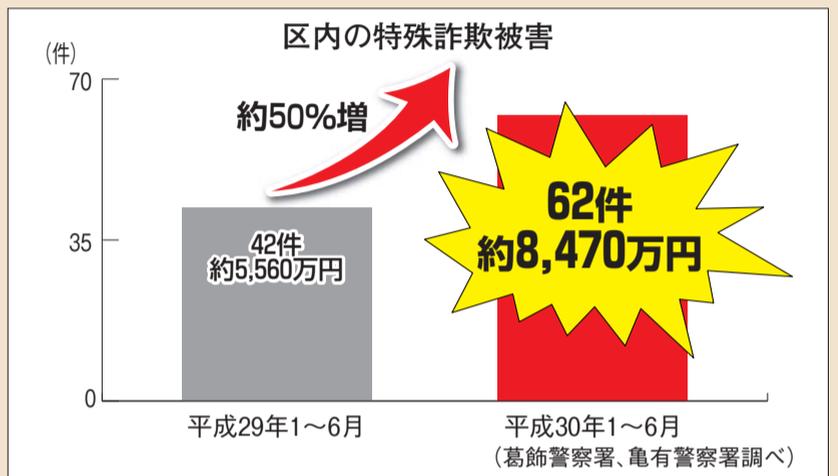


特殊詐欺とは、電話などを使い対面することなくお金をだまし取る犯罪です。手口は年々巧妙になり、被害が急増しています。少しでもおかしいと思ったら、警察や家族、友人に相談してください。

【担当課】 生活安全課

## 相談窓口

- ▶ 葛飾警察署 ☎3695 - 0110
- ▶ 亀有警察署 ☎3607 - 0110



## 還付金詐欺

区職員を名乗る者から「医療費の還付金が発生している」と電話があった。その後、銀行員を名乗る者から電話があり、ATMまで誘導された。電話の指示に従ってATMを操作したら、お金をだまし取られた。



## キャッシュカード詐欺

警察官を名乗る者から「あなたのキャッシュカードが不正に使われていた。カードを調べる必要がある」と電話があった。「犯人を逮捕するため、あなたと接触しているところを見られたくない。カードを自宅ポストに入れてください」と指示され、カードをだまし取られた。



### 注意 ATMでお金は戻りません！

区職員や銀行員がATMの操作を電話で指示することは絶対にありません。

### 注意 カードは絶対に渡さない！

警察官や金融機関がキャッシュカードを受け取りに行くことは絶対にありません。また暗証番号は絶対に教えてはいけません。

## 留守番電話を使って被害を防ごう

直接犯人と会話しないことで被害を防ぐことができます。また犯人は自分の声が録音されることを嫌います。

## 架空請求

### ●ハガキによる架空請求

国の機関を思わせる差出人から「ご利用の契約会社から契約違反による民事訴訟として、訴状が提出されました。期限内にご連絡がない場合には財産の差し押さえをします。裁判取り下げのためにお問い合わせください」という内容のハガキが届いた。記載された電話番号に連絡すると、契約会社と和解するために弁護士を名乗る人物を紹介され、和解金を支払ってしまった。

消費料金に関する訴訟  
最終告知のお知らせ

法務省管轄支局  
国民訴訟管理センター  
03-0000-0000

▲ハガキの一例

### 注意 ハガキに記載された電話番号に連絡しない！

お金をだまし取られるだけでなく、個人情報が入り込んで知られてしまいます。

消費生活センター(☎5698 - 2311)でも相談を受け付けています。

## 地域の力で未然に防ぐ



葛飾警察署生活安全課長  
久保宮庸嗣さん

被害者の多くは平日の日中に1人で過ごしている高齢者です。自分は被害に遭わないと思っていても、公的機関を名乗られるとだまされてしまうことがあるので注意してください。在宅時でも留守番電話を使用したり、普段から家族や友人と気軽に相談できる環境をつくっておくことが大切です。

警察では特殊詐欺の相談や無人ATMへの巡回・ステッカー貼付の他、シニア活動支援センターや学校などでの啓発活動、民生委員やコンビニエンスストアと連携した対策など、さまざまな取り組みを行っています。このように警察だけではなく、地域で犯罪を防ぐ体制作りを進めています。

